

食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会 開催要領

第1 趣旨

食品ロス削減は、国連の持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして掲げられている世界共通の課題であり、我が国においても「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の基本方針の中で、事業系の食品ロスを2030年度までに2000年度比で半減させる目標を定めている。

令和5年6月2日には、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」が取りまとめられ、食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展に関する施策の一環として、食品ロス削減に向けて、従来の製造段階での製造の効率化、賞味期限延長のための技術開発、納品期限（1/3ルール）等といった商慣習の見直しのほかに、食品廃棄量の情報に加え、新たにフードバンクへの寄附量の開示を促進するなど食品事業者の取組を促進することとされた。

食品廃棄物等の発生抑制は、食品リサイクル法基本方針の中でも食品循環資源の再生利用等の手法の最優先事項に位置付けられており、特に、昨今の物価高騰など、国民一人一人の食品アクセスの観点からも、発生抑制の取組のうち、フードバンクへの寄附の取組の重要性が高まっている。

こうした状況の下、これらの取組は、食品関連事業者が個別に取り組む競争領域ではなく、行政・食品業界・消費者で協調することが重要との認識の下、これらに取り組む上での課題、その解決策等について、関係者が相互に共有・発信することを目的として、「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」（以下「連絡会」という。）を開催する。

第2 構成員及び運営

- (1) 連絡会の構成員は、連絡会の趣旨に賛同する団体及び個別事業者とする。
- (2) 連絡会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

第3 議事の公開

- (1) 連絡会は、原則として非公開とし、議事については要旨を作成し、各構成員の了解を得た上で、これを公開する。
- (2) 連絡会で使用した資料については、原則として公開する。

第4 事務局

連絡会に係る事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課において処理する。